
第1章

国連安保理制裁と独自制裁

宮本 悟

朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）に対しては、非軍事的措置を定めた国連憲章第7章第41条に基づいた国連安保理決議の制裁が加えられている。国連安保理は、2006年10月9日に朝鮮が最初の核実験をしたことを受けて、国連憲章第7章第41条に基づいた制裁決議を10月14日に採択して以来、朝鮮の核実験のたびに制裁決議を採択してきた。直近では、2016年9月9日に朝鮮が5回目の核実験を実施したことを受けて、11月30日に国連安保理が制裁決議を採択した。国連安保理決議による制裁は、国連に加盟している193カ国に制裁措置が義務づけられている多国参加型制裁である。

朝鮮に対して制裁を加えているのは、国連安保理だけではない。国連安保理の制裁決議以外にも、各国が独自に朝鮮に対して加える制裁もある。アメリカは、1950年6月28日に輸出統制法（Export Control Act of 1949）を適用して以来、現在でも数多くの法令に基づく対朝独自制裁を実施してきた。また日本は、最初の対朝国連安保理制裁の約3カ月前である2006年7月5日から対朝独自制裁を実施し、現在では世界で唯一、対朝輸出入の全面禁止を実施している。韓国は、政府見解では、1988年7月7日に盧泰愚大統領が南北交流を積極的に推進することを宣言してから拡大傾向にあった南北交易・交流を、李明博大統領が2010年5月24日に制限してから独自制裁を始めたことになっている。

朝鮮に対する制裁は、多国参加型制裁である国連安保理決議による制裁と日米韓などによる各国の独自制裁によって成り立っている。独自制裁をしている

国連加盟国は、国連安保理決議による制裁も実施しなければならない。なぜ対朝制裁では、国連安保理制裁だけではなく、独自制裁も必要とされているのであろうか。

日本では、Miyamoto (2006)、洪忠一 (2008)、吉野 (2009)、寺林 (2009)、宮川 (2011)、宮本 (2011)、浅田 (2011; 2016)、鈴木 (2016)、田上 (2016) などが、国連安保理の制裁の目的や内容について詳しい解説や研究を発表してきた。しかし、対朝制裁において、なぜ国連安保理制裁だけではなく独自制裁が必要であるのかを説明したものはない。

独自制裁の必要について理解するために、本章では国連安保理が提供する国際秩序を国際公共財として理解してみたい。公共財とは、不特定多数が共同で利用できる財やサービスのことであり、代価を支払わなくても利用できる可能性があるために市場の競合では提供しにくいので、一般的には強制力がある政府などの公共部門によって提供される。国防や治安などが該当する。

国連安保理が提供する国際公共財である国際秩序によって、国連加盟国はある程度の協調行動をとれる。そのため、国際秩序を乱すものが出現すれば、国際秩序を維持するために国連安保理は罰として制裁しなくてはならない。国連安保理制裁は国際秩序を維持するための措置であり、国連加盟国はその制裁措置をとるためにそれぞれ相応の負担を担うことになる。しかし、負担をせずに国際秩序の恩恵だけ得ようとする傍観者（フリーライダー）が現れると、他も次々に傍観者になろうとするであろう。多少の国連加盟国が制裁に伴う相応の負担を担わなくても、国連安保理による国際秩序は維持されるからである。しかし、次々と傍観者になってどこも負担しなくなると、強制力をもった制裁をできなくなり、国際秩序そのものが崩れる可能性がある。

国際秩序を維持するには、国連安保理制裁は傍観をやめさせるための強制力をもたなくてはならない。また制裁違反をするものには罰を与えなくてはならない。罰としての制裁が国際公共財を維持するための規範を補完することは、スコット・バレット (Scott Barrett) が論じるところである (Barrett 2002, 47-48)。にもかかわらず、国連安保理制裁には傍観者や制裁違反者に対する罰則が規定されていないのである。これでは傍観者や制裁違反者が多くなり、制裁の目的を達するどころか、国連安保理制裁が無実化する可能性も十分にある。しかし、対朝国連安保理制裁は 2006 年から 10 年以上にわたって実施されてきた。それ

は、国連安保理制裁の罰則の代わりになる役割を各国の独自制裁が果たしているためではないかと考えられる。

本章では対朝国連安保理制裁について論じた後に、アメリカや日本、韓国の対朝独自制裁を論じて、各国の対朝独自制裁が対朝国連安保理制裁の罰則の役割を果たしていることを明らかにしたい。朝鮮経済に直接影響を与えなくても、国連安保理制裁を強化する役割があれば、各国が朝鮮に独自制裁を加える必要を理解できよう。一般的に制裁の目的は対象国に制裁側の意志を強制することにある。朝鮮に対する制裁の目的は、核兵器など大量破壊兵器とその運搬手段であるミサイルの不拡散のために、朝鮮の核兵器およびミサイルの開発を中断させ、放棄させることにある。本章では、国連安保理制裁とアメリカや日本、韓国の独自の対朝制裁について、それらの内容を分析することにより、制裁の強制力に作用する両者の関係を明らかにしたい。朝鮮が制裁によってどれだけ経済的な損害を受けているかは、制裁を論じる上では本質的なことではないので、本章では論じない。制裁の本来の目的は対象国に経済的な損害を与えることではない。朝鮮に大きな経済的な打撃があったにしても、それが制裁の目的を達成できるかどうかとは別の問題である。

なお、朝鮮に対して独自制裁を加えているのは、他にも、オーストラリアやカナダ、欧州連合（EU）がある。ただし、オーストラリアやカナダ、EUの独自制裁は、朝鮮からの反応がないため影響が小さいとみられるので、本章の考察からは割愛する。中国もロシアも独自制裁を実施していないため割愛する。

第1節 国連安保理決議による制裁

国連安保理決議による対朝制裁は、非軍事的措置を定めた国連憲章第7章41条に基づいて、国連加盟国に制裁を義務づけた多国参加型制裁である。決議には、「国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとって」という一文が入っている。2016年12月末の時点で、朝鮮を対象として国連憲章第7章41条に基づいて新たに制裁を加えた国連安保理決議は5つある。国連安保理決議第1718号（2006年10月14日）、第1874号（2009年6月12日）、第2094号（2013年3月7日）、第2270号（2016年3月2日）、第2321号（2016

年11月30日)である。すべての決議の前文に「核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認」と掲げているように、核兵器など大量破壊兵器とその運搬手段であるミサイルの不拡散が最も重要な目的である。

すべての決議は、朝鮮の核実験を非難して採択された。第1718号は2006年10月9日の核実験、第1874号は2009年5月25日の核実験、第2094号は2013年2月12日の核実験、第2270号は2016年1月6日の核実験と2月7日の弾道ミサイル技術を使用した飛翔体の発射、第2321号は2016年9月9日の核実験を非難して採択されたものである。核実験を非難した決議には、国連憲章第7章41条に基づいて制裁措置が加えられてきたといえる。

ただし、朝鮮に制裁を加えた国連安保理決議には、国連憲章第7章41条に基づかないものもあった。第1695号(2006年7月15日)は、2006年7月5日に複数回にわたって実施された弾道ミサイルの発射を非難して採択されたものであって、まだ最初の核実験の前であり、国連憲章第7章41条に基づくことは記されていない。しかし、ミサイルまたはミサイルに関連する品目、資材、物品、技術、資金などが朝鮮に移転されることを禁じている。第2087号(2013年1月22日)も、2012年12月12日の弾道ミサイル技術を使用した発射を非難して採択されたものであって、核実験を非難したものではなく、国連憲章第7章41条に基づくことは明記されていない。しかし、第1718号と第1874号に違反したとして、新たな制裁措置が加えられた。

また、国連憲章第7章41条に基づいても、核実験を非難したものではないため、新たな制裁が加えられていない決議もある。たとえば第1928号(2010年6月7日)には、「国連憲章第7章第41条の下で行動し」という措置を規定しない一文が入っており、新たな非難や制裁は加えられておらず、効率的に制裁を実施するための措置を決定したものである。

国連安保理決議は、第1718号から第2321号まで制裁の内容が大きく強化されてきた。第1718号では、3つの分野で、朝鮮への供給や販売、移転が禁止されている。ひとつ目は、戦車や装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、もしくは予備部品を含む関連物資、または、安全保障理事会もしくは第1718号第12項に基づいて設立される制裁委員会によって定められる品目であ

る。ふたつ目は、核関連およびミサイル関連輸出入管理レジームのリスト品目(S/2006/814とS/2006/815)、さらに朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品および技術である。3つ目は、奢侈品(贅沢品)である。奢侈品以外は、朝鮮からの供給や販売、移転も禁じられている。さらに、朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器に関係し、安全保障理事会や制裁委員会によって指定された個人の渡航禁止や個人や団体の資産凍結も求められている。

第1874号が、第1718号に比べて大きく強化された点は、第1718号のひとつ目の分野で、すべての武器と関連物資の提供、製造、維持または使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービスや援助が禁止されたことである。ただし、朝鮮に対する供給や販売、移転に限って、小型武器とその関連物資は認められており、その場合には少なくとも5日前までに制裁委員会に通知する義務がある。さらに、制裁品目が積載されていると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内での貨物検査か、船舶の旗国の同意のうえで公海上での船舶検査をすることが要請される。また、朝鮮の人権問題に配慮して、第1874号から「この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調」という一文が入るようになった。

第2094号が、第1874号に比べて大きく強化された点は、前文で「加盟国に対し、拡散に関連する対象を特定した金融制裁の効果的な実施のために」と掲げられているように、金融制裁である。核兵器やミサイル関連の金融資産等の移転防止と公的金融支援の禁止が決定された。また、決議違反の可能性がある場合には、朝鮮の銀行による海外支店設置の開設禁止、合弁事業とコルレス契約等の禁止、朝鮮内に金融機関の支店の開設禁止が要請されている。その他にも、朝鮮との武器取引の斡旋や仲介などの間接事業も禁止され、臨検を拒否した船舶の入港禁止も決定された。

第2270号が、第2094号に比べて大きく強化された点は、前文で「北朝鮮の財政的、技術的及び産業上の資源がその核兵器及び弾道ミサイル計画に流用されていることを遺憾」と掲げられているように、外貨収入を制限することである。そのために、石炭、鉄や鉄鉱石、金、チタン鉱石、バナジウム鉱石、レアアースを朝鮮から調達することが禁止された。ただし、石炭や鉄、鉄鉱石につ

いては、羅津港経由で輸出される朝鮮外産の石炭で制裁委員会に事前通報された場合と、核や弾道ミサイル計画、対朝国連安保理決議の対象の財源と無関係で生計目的と決定された場合には、禁止は適用されない。そのほかには、新たに航空燃料の対朝輸出が禁止されたが、朝鮮外における民間旅客機に対して朝鮮との往復で消費される航空燃料は適用外とされた。また朝鮮国民に対する核技術に関する専門教育や訓練を防止することが決定された。

第 2321 号が、第 2270 号に比べて大きく強化された点は、外貨収入を制限するための措置をさらに強化したり、抜け穴を埋めたりしたことである。朝鮮からの調達を禁止する物品には、銅やニッケル、銀、亜鉛が追加された。石炭は生計目的であっても、朝鮮からの調達に金額と重量で上限が設定された。加えて、朝鮮からの銅像などの像の調達も禁止された。また、朝鮮による労働力輸出については監視が要請されている。さらに、船舶と航空機の乗員サービスを朝鮮から調達することが禁止された。対朝輸出禁止では、ヘリコプターと船舶が追加された。海外で朝鮮が所有・賃貸している不動産は、外交や領事活動以外の使用が禁止された。朝鮮の後援や代表である個人や団体が関係する科学技術協力を停止し、核開発に関する朝鮮国民に対する専門教育や訓練の範囲をさらに広げて防止することになった。将来に朝鮮の国連加盟国としての権利や特権の行使を停止する可能性があることも示された。

国連安保理決議や国連安保理制裁委員会では資産凍結などの制裁対象となる個人と団体も指定している。国連安保理決議による制裁対象は、2016 年 12 月末で 81 (39 個人, 42 団体) である (United Nations. Security Council Subsidiary Organs. 2016a)。制裁対象と制裁品目は、国連安保理制裁委員会によって追加で指定されていくことがある。国連安保理決議がなくても、国連安保理制裁委員会によっても制裁の内容は強化されることになる。

しかし、国連安保理決議によって対朝制裁の内容がいくら強化されても、国連加盟国が国連安保理決議を遵守するとは限らない。国連安保理決議は国連加盟国に対朝制裁を義務づけているが、朝鮮の核と弾道ミサイルについて直接の影響を受けない地域では、国連安保理決議に応じて負担がかかる制裁措置をとることに積極的ではないだろう。

国連加盟国は、国連安保理決議に応じた自国の制裁措置を制裁委員会に報告することが要請されている。その報告状況によって、国連安保理決議があつて

も自国内で制裁措置をとっていない国連加盟国がどれだけあるのかを知ることができる。国連安保理決議に対応した制裁措置を報告してきたのは、まだ提出期限が来ていない決議第2316号を除いて、決議第1718号から第2270号までの2016年12月末までに公表されたリストでは、国連加盟国193カ国のうち102カ国と国連総会オブザーバーであるEUである。2015年までは全国連加盟国の半数未満である95カ国であった制裁報告国数は、決議第1718号から約10年が過ぎた2016年に入ってから決議2270号によって7カ国が増加したことで、やっと過半数を超えた（United Nations, Security Council Subsidiary Organs, 2016b）。現在では全国連加盟国の半数未満である91カ国が報告をしていない。

制裁報告国の分布は地域で大きな差がある。朝鮮を除く6者会合に参加していた日本やアメリカ、韓国、中国、ロシアはすべて制裁措置を報告している。国連の西ヨーロッパ・その他グループ28カ国では28カ国、東ヨーロッパグループ23カ国では21カ国、朝鮮を除いたアジアグループ52カ国では29カ国、無所属2カ国では1カ国が報告しており、これらの地域では比較的報告国が多い。一方、報告をしていない国は、朝鮮から遠く離れたラテンアメリカやアフリカに多い。ラテンアメリカ・カリブ海グループでは33カ国中13カ国にとどまっており、アフリカグループ54カ国の報告国は10カ国のみである（United Nations, Security Council Committee 2016b）。多くのラテンアメリカやアフリカ諸国では、朝鮮の核と弾道ミサイルについて直接の影響がほとんどないので、対朝制裁にほとんど関心がないのが現状である。

制裁違反の問題もある。朝鮮と禁輸品目を取引すれば、朝鮮に制裁を加えている国連加盟国が抜けていることで競争が少なく、大きな利益を上げられる可能性がある。そのために、制裁違反も発生しやすくなる。決議第1874号によって設置された国連安保理制裁委員会専門家パネルが制裁違反の事例に関する情報を収集や審査、分析して、2010年から毎年報告書を発表している（2011年のみ未公表）。2016年2月24日に発表された直近の報告書でも、数多くの制裁違反・違反疑惑が列挙されている。

武器取引に関してはその多くの制裁違反・違反疑惑事例が、朝鮮から離れたアフリカ諸国である。決議第1874号で賛成票を投じた国連安保理非常任理事国であり、自国の制裁措置を国連安保理制裁委員会に報告していたウガンダが制裁に違反した事例もある（United Nations, Security Council 2016, 42-43）。朝鮮の

核と弾道ミサイルによる直接の影響を受けない上に、朝鮮の友好国が多いアフリカでは制裁違反が横行しやすいことが理解できる。また、ウガンダ以外にも、自国の制裁措置を国連安保理制裁委員会に報告していても、制裁に違反したり、違反を疑われたりしている国連加盟国が散見される。朝鮮に武器を輸送しようとして2013年7月にパナマで押収されたキューバもそうであったように、アフリカ諸国とは限らないが、制裁措置を報告して傍観者でないにもかかわらず、制裁に違反する国連加盟国がありうる事が分かる (United Nations Security Council 2016, 28-46)。

第2節 アメリカによる制裁

アメリカによる独自の対朝制裁は、朝鮮戦争勃発の3日後である1950年6月28日に対朝輸出を制限する輸出統制法(後の輸出管理法)が適用され、12月17日に敵国通商法に基づいた海外資産統制令によって対朝貿易が制限されたことに始まる(洪忠一2008, 3)。以来、数多くの法令によってアメリカの対朝制裁が規定されてきた。1987年11月29日に発生した大韓航空機爆破事件を受けて、1988年1月20日に朝鮮をテロ支援国家に指定したことはその一部にすぎない。しかも、制裁内容が複数の法令によって重複していることがある。それは、ある法令の適用が外れても、他の法令によって制裁を続けることが可能であることを意味している (U.S. Department of the Treasury 1998; Rennack 2006)。

アメリカは新たに対朝制裁を加えるだけではなく、3回にわたって対朝制裁を一部解除してきた。最初の制裁解除は、1995年1月20日にアメリカ国務省が、前年10月の米朝枠組み合意に基づいて、米朝間の電話通信の認可やクレジットカードの使用などを認めることを発表したことである(『朝日新聞』1995年1月21日)。2回目は、1999年9月17日にビル・クリントン大統領が、敵国通商法や国防生産法、輸出管理規則などに基づいて課せられてきた対朝制裁の一部の緩和・解除を発表したことである(『朝日新聞』1999年9月18日)。3回目は、2008年6月26日にジョージ・ブッシュ大統領が宣言8271に署名したことで敵国通商法の適用が6月27日に終了し (U.S. Department of the Treasury 2008a)、テロ支援国家の指定も10月11日に外されたことである (U.S.

Department of State 2008)。

ただし、制裁解除によって、制裁内容が変わるとは限らないのが、アメリカの対朝独自制裁である。敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定の解除は、他の制裁と内容が重複しているものが数多くあるため、アメリカの対朝制裁の内容にあまり影響を与えていない。それは、2008年10月11日に朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除すると同時に、実行中の対朝制裁を整理して国務省が発表した「ファクトシート—北朝鮮に関する既存の制裁措置と報告規定」から理解できる。ファクトシートでは、制裁を発動要件別に6つに分けてある。それを3つの分野に分けてそれぞれ表に示した(表1-1~3)。

核やミサイル、大量破壊兵器開発の不拡散などを目的とした国連安保理制裁決議と異なって、表1-1から表1-3のように、アメリカによる独自の対朝制裁は人権問題や政治体制問題なども含めたさまざまな目的をもち、重複した制裁内容を数多くの法令によって実施していることが理解できる。朝鮮社会科学院経済研究所所長である李幸浩が、アメリカの対朝制裁を「さまざまな形で同時に行う全面的な制裁」と論じているように、朝鮮でもこのことは認識されているようである(李幸浩2007)。

そのため、敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定から朝鮮が外れたとはいえ、朝鮮関係資産の凍結や貿易制限、国際金融機関による対朝援助にアメリカが反対する義務などはあらゆる法令によって続けられている。また、敵国通商法の適用が外れたことで一部の制裁が解除されることになっても、それが解除されないようにアメリカ政府は措置をとっている。ブッシュ大統領は、宣言8271に署名した2008年6月26日に大統領令13466号に署名し、敵国通商法で適用していた朝鮮関連資産の凍結やアメリカ人による朝鮮籍船舶関連取引の禁止などを継続するようにした(U.S. Department of the Treasury 2008b)。

しかも、表1-1から表1-3がアメリカによる独自の対朝制裁のすべてとも言い難い。なぜなら、アメリカでは制裁と認識されてなくても、朝鮮では制裁と認識されている措置があるからである。2005年9月15日に財務省は愛国者法311条に基づいて、マカオの銀行であるバンコ・デルタ・アジアを資金洗浄への関与が濃厚な金融機関に指定した(『朝日新聞』2005年10月17日)。そのため取り付け騒ぎが起こり、マカオ当局はバンコ・デルタ・アジアにある朝鮮関連の口座を凍結した。この措置を10月18日に朝鮮外務省代弁人が制裁措置で

表 1-1 2008 年 10 月 11 日時点におけるアメリカの対朝制裁
(核問題や武器拡散に対する制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
核や武器などの拡散活動に対する制裁	2000 年 イラン・北朝鮮・シリア 拡散防止法	連邦議会への報告義務と武器調達、援助、軍民両用品門の輸出許可の拒否
	ミサイル制裁法	武器輸出規制法、輸出管理法、アメリカ軍需品リストの規制ミサイル設備・技術の輸出禁止
	大統領令 12938 号, 13382 号	援助、調達、輸入、武器輸出の禁止、国務省と商務省による輸出規制、多国間開発銀行からの援助反対、アメリカによる借款供与と着陸権拒否、資産凍結
	1994, 1995 年度外交授權法第 530 条(b)項	対外援助法の下での援助禁止 (人道援助を除く)
	1954 年原子力エネルギー法修正第 129 条	核協力の禁止
	武器輸出管理法第 101 条	特定の経済的・軍事的援助の停止
2006 年 10 月 9 日に行った核爆発実験に対する制裁	グレン修正条項 (武器輸出管理法 102 項 b)	あらゆる対外援助 (ただし人道援助、食糧援助、およびその他の農産物の援助を除く)、アメリカ政府による防衛関連品およびサービスの輸出、USML に記載されている品目の輸出許可、対外軍事融資、信用保証、またはその他の財政援助を禁止する。また、アメリカが国際金融機関からの援助に反対することを義務付け、アメリカによる特定の軍民両用品目の輸出を制限する。

(出所) U.S. Department of State (2008).

あると批判した (朝鮮中央通信 2005 年 10 月 18 日発)。この措置については、朝鮮のみならず、海外の研究者も「スマート・サンクション」(Smart Sanction) として制裁措置とみなすことがある (Taylor 2010, 106)。しかし、訪韓したアメリカ財務省金融犯罪取締班は、バンコ・デルタ・アジアに対する措置は制裁ではなく、金融システムの保護措置であると 2006 年 1 月 23 日に発表した (『東亜日報』2006 年 1 月 24 日)。結局、6 者会合で朝鮮関係の口座凍結解除が図られ、

表 1-2 2008年10月11日時点におけるアメリカの対朝制裁
(人権侵害や政治体制に対する制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
人権侵害に対する制裁	対外援助法第116条(a)項, 502B条	開発援助と安全保障上の援助(輸出とサービス提供を含む)の禁止
	2000年人身売買被害者保護法第110条	米朝関係改善目的以外の文化交流活動への参加拒否
	1998年国際的信仰自由法	通商法ジャクソン・バニック修正条項適用(最恵国待遇の付与制限)
共産主義国家であることに対する制裁	対外援助法第620条(f)項	いかなる共産国家に対しても、人道援助以外の対外援助のほとんどを拒否する。
	1945年輸出入銀行法	朝鮮を含むマルクス・レーニン主義国家と輸出入銀行の取引を禁止する。大統領が、(1)当該国がもはやマルクス・レーニン主義国家ではなくなったと判断した場合、または、(2)当該の取引が「国家の権益」となると判断した場合には、輸出入銀行の融資提供が許可される。
	グラム修正条項(ブレトンウッズ協定法43項)	アメリカ政府が、共産主義独裁政権による国際通貨基金(IMF)信用の利用を伴う融資に積極的に反対すること(棄権または反対投票をすること)を義務付ける。ただし、財務長官が、認定した場合は、この限りではない。

(出所) U.S. Department of State (2008).

2007年6月25日に朝鮮外務省代弁人はこの問題の解決を宣言した(『労働新聞』2007年6月26日)。

また、表1-1から表1-3には含まれていないが、対朝制裁に関する法令と解釈され得るものもある。2004年10月18日に発効した2004年北朝鮮人権法は、202項bによって人道援助以外の対朝援助を制限している。これは対外援助法による援助制限と重複する部分があるので、見方によっては対朝制裁のための法律と解釈し得る。さらに、洪忠一(2008)は、キム・サンギ(2007, 26)を引用しながら、輸出を制限する輸出管理法や、朝鮮の大量破壊兵器関連企業との取引を制限する北朝鮮脅威減少法(North Korea Threat Reduction Act of 1999)なども対朝制裁法令として論じている。何を対朝制裁法令とするかは、アメリカの

表 1-3 2008 年 10 月 11 日時点におけるアメリカの対朝制裁
(その他の制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
最近の大統領令による制裁	大統領令 13466	大統領令 13466 (2008 年 6 月 26 日), 対敵国通商法 (TWEA) の下で凍結された朝鮮関連資産は, 引き続き凍結され, アメリカ人は, 朝鮮で登録された船舶または朝鮮国籍の船舶の関与する取引を行うことを禁止される。
具体的な活動に結び付けられていないその他の制裁	2008 年国務省対外活動および関連計画歳出法第 607 条	朝鮮に対する財政援助または補償を禁止している。これには, 輸出入銀行またはその代理による直接融資, 信用, 保険, および保証が含まれる。
	国際武器取引規制 (ITAR)	国連安保理決議 1718 の対象となっている防衛関連品および防衛サービスの朝鮮への輸出または同国からの輸入に, アメリカが許可およびその他の承認を与えることが禁止されている。
	対外援助法第 307 条	(国連児童基金を例外として) 国際機関・プログラム勘定を財源とする国際機関への拠出金から, 朝鮮のためのプログラムについてアメリカの分担部分を差し引くことが義務付けられている。

(出所) U.S. Department of State (2008).

省庁によっても認識が異なってくるので, 明確な定義はない。

2008 年 10 月 11 日に発表されたアメリカ国務省ファクトシート以降に 2016 年 12 月末までに新たに制定されたアメリカの対朝独自制裁は, 大統領が制定した大統領令と連邦議会で制定された法によって成り立っている。

最初の対朝制裁を規定した大統領令である 13466 号以降, 対朝制裁の大統領令には 13551 号 (2010 年 8 月 30 日), 13570 号 (2011 年 4 月 18 日), 13687 号 (2015 年 1 月 2 日), 13722 号 (2016 年 3 月 16 日) がある。13551 号以降の大統領令は, 13466 号で継続された朝鮮関連資産の凍結や朝鮮関連取引の禁止の対象を拡大していったものである。アメリカ財務省や国務省は, これらの大統領令に基づいて, 具体的な制裁対象を指定してきた。2016 年 12 月末現在, 対朝制裁の大統領令に基づいてアメリカ財務省が指定している対朝制裁対象は,

148 (40 個人, 53 団体, 16 航空機, 39 船舶) である (U.S. Department of the Treasury 2016a)。

ただし, アメリカ財務省が具体的な対朝制裁を発表する際には, 大量破壊兵器等の拡散に関与した者に対する制裁を制定した大統領令 13382 号 (2005 年 6 月 28 日) に基づくものもある。2009 年 8 月 11 日にアメリカ財務省は朝鮮光鮮銀行 (KKBC) との取引を禁止したが, これは大統領令 13382 号に基づいている (U.S. Department of the Treasury 2009a)。また制裁対象の指定が, ひとつの大統領令に基づくものではなく, 13382 号を含めた複数の大統領令に基づくことがある。2016 年 12 月 2 日に, アメリカ財務省は 16 団体と 7 個人を制裁対象にしたが, これは大統領令 13382 号と 13687 号, 13722 号に基づいている (U.S. Department of the Treasury 2016b)。2016 年 12 月末現在, 大統領令 13382 号に基づいた制裁対象は, 298 (102 個人, 196 団体) である。この中には数多くの朝鮮関連の個人や団体が含まれているが, 朝鮮と関係ない場合もある。また, 13551 号, 13570 号, 13687 号, 13722 号と重複して, 制裁対象になっている場合もある。

付け加えて, 朝鮮以外の国家に対する制裁を目的とした大統領令で, 朝鮮に関係する制裁対象が指定されることがある。2013 年 7 月 2 日に財務省は, 朝鮮から武器を輸入していたミャンマーのテイン・テー (Thein Htay) 中将を資産凍結の対象にした。これは, ミャンマーの安定や安全, 平和への脅威に対する資産凍結を定めた大統領令 13619 号 (2012 年 7 月 11 日) に基づいたものである (U.S. Department of the Treasury 2013)。

大統領令を施行するための解釈である連邦規則は, 対朝制裁に関してはアメリカ財務省外国資産管理局 (OFAC) が発布しており, 『連邦規則集』31 編 510 部に収められている。2010 年 11 月 4 日に OFAC が最初に対朝制裁に関する連邦規則を発布したが, これは大統領令 13466 号と 13551 号を施行するためであった。大統領令 13570 号が発令されると, OFAC は 2011 年 6 月 20 日に 510 部を修正した。ただし, 大統領令 13687 号と 13722 号に沿った修正はまだ行われていない。また, 大統領令 13382 号に沿った大量破壊兵器等の拡散に関与した者に対する制裁を制定した連邦規則は, 『連邦規則集』31 編 544 部に収められている (OFAC 2016)。

2008 年 10 月 11 日に発表されたアメリカ国務省ファクトシート以降に新し

く連邦議会で制定されたアメリカの対朝制裁法は、「2016年北朝鮮制裁強化法」(North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016)である。「2016年北朝鮮制裁強化法」は、2016年2月18日にオバマ大統領が署名して、成立した。法案は2015年2月5日に下院に提出されていたが、審議が始まるまで時間がかかった。2016年1月6日に朝鮮が核実験を実施すると、審議が始まり、約1カ月で連邦議会上下院を通過して、大統領の署名に至った。そのため、朝鮮の核実験に対する連邦議会の強い懸念が反映されたものになっている。

「2016年北朝鮮制裁強化法」の目的は、核開発だけではなく、朝鮮によるマネーロンダリングや麻薬密輸などの違法行為への関与、韓国への軍事挑発、政治犯収容所の設置、国際テロリズムへの支援などに非軍事的手段で対処し、朝鮮の行動パターンを変えて朝鮮の人々の苦難を緩和することにある。制裁内容は、すべての商品または技術を朝鮮へ輸出するには政府の許可が必要であるとし、武器輸出は一切禁じている。また、朝鮮に兵器などを供給した国に対しては、支援を控えることを定めている。さらに、大量破壊兵器関連物資および技術や贅沢品などの朝鮮との輸出入、朝鮮による深刻な人権侵害への関与、朝鮮政府の支援目的で行うマネーロンダリングや通貨偽造、朝鮮政府に代わってサイバーセキュリティを害する行為などを行った個人や団体は、第三国も含めて、大統領が制裁対象に指定することになった(鈴木2016, 6-7)。輸出管理規制以外の朝鮮関連のみの制裁・規制では、違反者に対して罰則が設けられた初めての制裁法である(田上2016, 86)。大統領令13722号は、「2016年北朝鮮制裁強化法」を背景に発令されたものである。

数多くの法令によるアメリカの独自の対朝制裁は、その多くが以前から徐々に数多くの法令によって実施されてきたものであって、すでに米朝間の貿易はほとんどないに等しく、朝鮮経済に直接影響を与えるものとは考えにくい。

しかし、直接に朝鮮経済に影響を与えなくても、アメリカの独自制裁は国連安保理制裁に違反する第三国に対する罰則の役割をもっていると考えられる。制裁違反に対する罰則がない国連安保理制裁と違って、アメリカ独自の対朝制裁は、朝鮮の個人や団体のみならず、第三国の個人や団体も制裁対象に指定できるからである。2009年4月24日に国連安保理制裁の対象になった朝鮮の武器販売業者である朝鮮鉸業開発貿易会社(KOMID)を物理的に助けたとして、朝鮮籍ではないが、マビュンガル・フセイン(Mavungal Hussain)は大統領令

13687号に基づいて2016年12月2日に制裁対象にされた（U.S. Department of the Treasury 2016b）。先述のミャンマーのテイン・テー中將を制裁対象にする際にも、国連安保理制裁決議1874に言及している（U.S. Department of the Treasury 2013）。

また、アメリカの独自制裁は、国連安保理制裁を守る義務がない国連非加盟の台湾にも影響を及ぼしている。2009年1月16日にアメリカ財務省は、すでに独自制裁の対象になっていた朝鮮鉱業開発貿易会社を財政・技術などで支援しようとした台湾の2個人と2団体を大統領令13382号に基づいて制裁対象に指定した（U.S. Department of the Treasury 2009b）。

まして、「2016年北朝鮮制裁強化法」の成立によって、朝鮮に関する輸出管理規制以外でも第三国の個人や団体を制裁対象に指定することが可能になった。朝鮮の最高指導者である金正恩は、「2016年北朝鮮制裁強化法」を背景に発令された大統領令13722号に基づいて、2016年7月6日に制裁対象にされたが、制裁発動要件は人権侵害であった（U.S. Department of the Treasury 2016c）。アメリカが金正恩を制裁対象にしたことは、朝鮮の人権侵害に加担する可能性があると思われる第三国の個人や団体の行動には影響を与えるであろう。そのため、アメリカの独自制裁は、朝鮮経済に直接影響を与えなくても、国連安保理制裁の罰則の役割を果たしているといえよう。

第3節 日本による制裁

日本の独自の対朝制裁は、2006年7月5日から始まったという認識が一般的と考えられる。ただし、その独自制裁の以前にも、日本は朝鮮に対して制裁措置を3回実施したことがある。最初の制裁措置は、1983年10月8日に発生したミャンマーのアウン・サン廟での爆破事件に対して、11月7日に発動した日朝外交官同士の接触停止などの4項目の措置が発表されたことである（『朝日新聞』（夕刊）1983年11月8日）。2回目は、1987年11月29日に発生した大韓航空機爆破事件に対して、1988年1月26日に同様の措置が発表されたことである（『朝日新聞』（夕刊）1988年1月26日）。3回目は、1998年8月31日に朝鮮から発射された飛翔体が日本上空を越えたいわゆるテポドン事件に対して、

9月1日に対朝人道援助や国交正常化交渉の停止などの措置が発動され（『朝日新聞』1998年9月2日）、翌2日にも追加措置が発動されたことである（『朝日新聞』1998年9月3日）。しかし、日本で、これらを制裁措置として認識することは稀である。

対朝制裁措置と誤解されやすいものとして、2002年4月1日から実施されているキャッチオール規制（補完的輸出規制）がある（安全保障貿易情報センター2016）。これは輸出に当たり、製品や材料、技術が相手国によって大量破壊兵器やミサイルの開発と生産に利用される可能性がある場合に経済産業省に輸出許可の申請を行う制度である。2008年11月1日からは通常兵器にも適用している。経済産業省は、2016年3月29日現在、朝鮮の127の企業、政府機関、大学などを外国ユーザーリストとして公表している（経済産業省2016）。外国ユーザーリストに登録されれば、大量破壊兵器等の開発などに用いられないなどが明らかな場合を除き、そのユーザーに対する輸出には経済産業大臣の許可が必要となる。ただし、キャッチオール規制は、もともと2001年9月11日のアメリカ同時多発テロをきっかけに日本を含む各国に導入された制度であって、日本独自の制裁ではないし、朝鮮に対する制裁を目的としたものでもない。

2006年7月5日から実施された現在の対朝独自制裁は、過去に行われてきた措置とは異なり、対朝制裁のために新たに改正・制定された3つの法律に基づく措置が加わっている。それは、「外国為替及び外国貿易法」（略称：改正外為法）（2004年2月26日改正施行、2014年6月13日改正施行）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」（略称：特定船舶入港禁止法）（2004年6月28日施行）、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（略称：北朝鮮人権法）（2006年6月23日施行、2007年7月6日改正施行）である。現在における日本の対朝制裁は、この3つの法律による措置が中心となっている。ただし、北朝鮮人権法は、制裁の発動要件に日本人拉致など人権問題を入れたものであって、制裁内容そのものを規定しているわけではない。また、実際の制裁実施においては、省令によって詳細な内容が定められている。

対朝制裁のための外為法改正と特定船舶入港禁止法制定は、1998年のいわゆるテポドン事件によって国会議員などから提起されていたが、実際に改正・制定されたのは2002年9月17日に内閣首相である小泉純一郎が訪朝して以来、拉致問題によって対朝批判の世論が高まった後の2004年であった（Miyamoto

2006)。しかも、実際に制裁が発動されたのは、正確には拉致問題がきっかけではない。2006年7月5日に朝鮮からミサイルが日本海に向けて連射され、朝鮮側が日朝平壤宣言を破ったと日本政府が判断したためである。それは、2004年5月22日に平壤を再び訪問した小泉純一郎が「平壤宣言を順守する限り、経済制裁措置の発動はしない」と朝鮮側に約束したことによる（『朝日新聞』2004年5月23日）。

2006年7月5日の制裁では、特定船舶入港禁止法によって万景峰92号の入港禁止や朝鮮当局の職員の入国禁止などの措置がとられた（「内閣官房長官記者会見」2006年7月5日）。さらに、7月15日の国連安保理決議第1695号の求める措置の実施として、9月19日に15法人、1個人への資金の移転を防止する措置がとられた（「内閣官房長官記者会見」2006年9月19日）。第1695号は国連憲章第7章41条に基づく制裁決議ではないが、第4項において朝鮮のミサイルに関連する物資や技術の調達、ミサイルと大量破壊兵器に関する資金の移転を防止するよう要求しているため、それに対応したものである。以降、日本では、国連安保理制裁や独自制裁によって、朝鮮や第三国の個人や団体を金融制裁の対象にしていくことになる。

2006年10月9日の朝鮮による核実験によって制裁はさらに強まった。10月11日に特定船舶入港禁止法に基づいてすべての朝鮮籍船の入港を禁止、改正外為法に基づいて朝鮮からの輸入を全面禁止、朝鮮国籍保有者（在日朝鮮人の朝鮮当局職員を含む）の入国の原則禁止などの制裁措置が発動された（「内閣官房長官記者会見」2006年10月11日）。北朝鮮人権法に基づいて、制裁の発動要件に拉致問題が明記されたのはこの措置からである。

つぎに、追加の制裁措置が発動されたのは、2009年4月5日に朝鮮から飛翔体が発射されたことによる。その飛翔体を弾道ミサイルと断定した日本政府は、4月10日に対朝渡航者の現金持ち出し届け出基準額を100万円超から30万円超に引き下げ、対朝送金の報告基準額を3000万円超から1000万円超に引き下げる措置を発表した（「内閣官房長官記者会見」2009年4月10日）。さらに、2009年6月12日に国連安保理決議第1874号が採択された後、6月16日に日本は独自の対朝制裁として、対朝輸出の全面禁止（対朝全面禁輸）などの制裁措置を発動した（「内閣官房長官記者会見」2009年6月16日）。

独自制裁ではないが、国連安保理決議第1874号のために日本は新たな法律

も制定した。第 1874 号で求められている船舶検査に対応する法律が日本に存在しなかったため、新たに「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法」(略称：貨物検査特別措置法)の制定が必要となった。しかし、法制定は遅れ、法案は 2010 年 5 月 20 日になって衆議院で可決し、28 日に参議院で可決され、6 月 4 日に公布された後に、7 月 4 日から施行された。貨物検査特別措置法は 2013 年 3 月 18 日に最初に適用された。それは、2012 年 8 月に東京港に寄港したシンガポール船籍の貨物船によって朝鮮から大連経由で輸送された貨物の中に、核関連物資として規制されているアルミニウム合金の棒があり、その提出を求めたものである(「内閣官房長官記者会見」2013 年 3 月 18 日)。

日本の対朝独自制裁は、2010 年 3 月 26 日に発生した韓国哨戒艇の沈没によっても、さらに強められることになった。哨戒艇の沈没が朝鮮側の攻撃によるものと 5 カ国の軍民調査団が 5 月 20 日に調査結果を発表したことによって、5 月 28 日に内閣は、対朝渡航者の現金持ち出し届け出基準額を 30 万円超から 10 万円超に引き下げ、対朝送金の報告基準額を 1000 万円超から 300 万円超に引き下げるなどの措置を決定した(「内閣官房長官記者会見」2010 年 5 月 28 日)。6 月 16 日に財務省は、その措置を 7 月 6 日から施行することを発表した(宮本 2011, 37)。

2014 年 5 月 26 日から 28 日にストックホルム、7 月 1 日に北京で開催された日朝外務省局長級協議によって、朝鮮が「特別調査委員会」を設置して拉致被害者を含むすべての日本人を包括的に調査することになったため、日本は朝鮮に対する独自制裁の一部解除を 7 月 4 日から実施することを決定した(「内閣官房長官記者会見」2013 年 7 月 3 日)。国連安保理制裁に基づくものを除き、独自制裁で、朝鮮との人的往來の規制措置、対朝渡航者の現金持ち出し届け出基準額と対朝送金の報告基準額の引き下げ措置、人道目的の朝鮮籍船舶の入港禁止措置が解除された(「内閣官房長官記者会見」2013 年 7 月 4 日)。

しかし、2016 年 1 月 6 日に朝鮮が核実験を実施し、2 月 7 日に人工衛星を「光明星」ロケットで打ち上げると、日本は再び独自の対朝制裁を強めることになった。2 月 10 日に、朝鮮との人的往來の規制措置、対朝渡航者の現金持ち出し届け出基準額と対朝送金の報告基準額の引き下げ措置、人道目的の朝鮮籍船舶と朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止措置、資産凍結の対象となる個人と団体の拡大が発表された(「内閣官房長官記者会見」2016 年 2 月 10 日)。

朝鮮は、対抗措置として「特別調査委員会」の解体と日本人の包括的調査の中止を宣言した。日本の内閣では、2月19日に人道目的の朝鮮籍船舶と朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止措置を閣議決定し、朝鮮向けの送金の原則禁止（10万円以下の人道目的を除く）、資産凍結の対象となる個人と団体の拡大を閣議了解した（「内閣官房長官記者会見」2016年2月19日）。

2016年に入ってから20発以上のミサイルを発射し、1月6日に続いて9月9日にも核実験を実施した朝鮮に対して、11月30日に採択された国連安保理決議第2321号に加えて、12月2日に日本は追加の独自制裁を発表した。追加の独自制裁は、朝鮮との人的往来の規制措置（再入国禁止対象の拡大）、朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止、資産凍結の対象となる個人と団体の拡大であった（「内閣官房長官記者会見」2016年12月2日）。12月9日に内閣は、朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止を閣議決定し、資産凍結の対象となる個人・団体の拡大を閣議了解した（「内閣官房長官記者会見」2016年12月9日）。新たに追加された資産凍結等の対象は、18個人と11団体であった。2006年からの独自制裁で2016年12月9日までに、朝鮮だけではなく、第三国籍も含めて112（58個人、54団体）が資産凍結等の金融制裁の対象になっている（財務省2016）。

日本による独自の対朝制裁は、改正外為法や特定船舶入港禁止法、北朝鮮人権法を中心にして2006年から短期間の内に次々に実施されてきたものである。しかし、すでに日本で制裁議論が活発となった2002年以降、日朝貿易額は急減しており、しかも、対朝全面禁輸を実施した2009年以降では、日本による独自の対朝制裁が朝鮮経済に直接影響を与えることは難しくなった。ただし、日本の独自制裁は、第三国の個人や団体を含んだ金融制裁の対象拡大によって、国連安保理制裁の罰則の役割をもっているといえよう。

第4節 韓国による制裁

1950年に勃発した朝鮮戦争以来、ほとんど皆無であった南北朝鮮の交易や交流は、1987年7月7日に韓国大統領であった盧泰愚が「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」で南北交易・交流を推進することを発表してから、増加していった。1993年に朝鮮の核不拡散条約脱退宣言によって一時中止するこ

ともあったが、その後も交易や交流の制限は解除されて、2000年代には金剛山観光事業や開城工業団地など朝鮮側の統治領域でも韓国企業が経済活動をするようになっていた。

その後も南北交易・交流が制限されることはあった。現代グループが経営していた金剛山観光事業は、韓国から来た観光客が射殺される事件が2008年7月11日に発生したことで、南北朝鮮によって中断された。2009年8月17日に現代グループと朝鮮アジア太平洋平和委員会が金剛山観光事業を近く再開する共同報道文を発表したが、韓国政府は再開を許可しなかった。これは制裁とは認識されていない。

韓国による独自の対朝制裁は、2010年3月26日に発生した韓国哨戒艇沈没事件が朝鮮の攻撃によるものという報告を受けて、5月24日に韓国大統領であった李明博が発表した国民談話と外交・国防・統一相合同記者会見で発表された措置から始まるとされる（統一部2016）。発表された措置は、金剛山と開城工業団地を除いた南北交易・交流の中断（対朝新規投資禁止を含む）、朝鮮籍船舶の韓国領海運航禁止、対朝報復攻撃容認、乳幼児支援を除いた対朝支援の保留、拡散安全保障イニシアティブ（PSI）海上遮断訓練実施、対朝拡声器放送（自由の声放送）の再開、米韓対潜水艦訓練の開始などであった。これらの措置は、翌日から新聞などで「対北制裁措置」と呼ばれた（『東亜日報』2010年5月25日）。現在では南北朝鮮で「524措置」とも呼ばれている。

ただし、「524措置」以降、金剛山と開城工業団地での南北交易・交流を制限したのは、韓国よりも朝鮮であった。金剛山観光事業の再開を許可しない韓国に対して、2011年5月31日に最高人民会議常任委員会は金剛山に「朝鮮金剛山国際観光特区」を設けるとする政令を発表し、現代グループに与えた金剛山観光の独占事業権を取り消した。現代グループが朝鮮側に所有していた財産については南北朝鮮で協議されたが、結論が出ないまま7月29日に朝鮮の金剛山国際観光特区指導局は財産を法的に処分することを宣言した。金剛山に残っている韓国側の関係者は8月23日に撤収させられ、現代グループによる金剛山観光事業再開の可能性は閉ざされた。

朝鮮による制限は、南北交易・交流でほとんど唯一残っている開城工業団地でも実施された。2013年3月30日に朝鮮中央特区開発指導総局は、南北緊張を理由に開城工業団地の閉鎖を示唆した。4月3日に朝鮮側は韓国関係者の開

城工業団地への入境禁止措置をとり、4月8日に朝鮮労働党書記である金養建が開城工業団地の朝鮮従業員の全員撤収と開城工業団地事業の暫定中断を表明したことで、開城工業団地は稼働しなくなった。4月26日に韓国の統一部長官である柳吉在は、開城工業団地に残っている韓国企業従業員を韓国に全員撤収させるとの政府声明を発表し、5月3日までに全員が撤収したことで、開城工業団地は無人になった。ただし、開城工業団地の稼働は、8月7日に朝鮮の祖国平和統一委報道官が特別談話で、開城工業団地への韓国企業の出入りを全面許容すると表明し、8月14日に南北協議で「開城工業地区の正常化のための合意書」が採択されたことで、9月16日から再開された。

「524措置」に続いて韓国が独自の制裁措置を発表したのは、南北交易・交流の制限ではなく、朝鮮と取引をする第三国の個人や団体を制裁対象にすることであった。2015年5月4日に朝鮮が潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）である「北極星1号」の打ち上げ映像を発表すると、韓国は日米の対朝独自制裁に歩調を合わせるようになった。5月26日から27日に6者会合の日米韓首席代表がソウルで協議し、朝鮮に対する圧力をさらに強めることで一致した（『朝鮮日報』2015年5月28日）。すると、6月27日に、韓国外交部は、武器貿易などによって朝鮮を間接的に支援していた台湾の3個人と3団体、シリアの1団体を制裁対象に加えることを発表した。それまで韓国は対朝国連安保理制裁の対象である12個人と20団体のみを金融制裁の対象としてきた。対朝独自制裁において韓国が、国連安保理制裁の対象以外の第三国の個人や団体を制裁対象にしたのは初めてである（外交部2015）。

「524措置」で再開された対朝拡声器放送はFM放送（2010年5月24日開始）と短波放送（2014年5月1日開始）のみであったが、南北間の緊張によって軍事境界線付近での拡声器の放送が一時再開された。2015年8月4日に韓国側にある軍事境界線の非武装地帯を哨戒していた韓国軍兵士2名が地雷に触雷し、脚を切断する重傷を負う事件が発生した。この事件を現場調査した韓国の国防部合同調査団が、朝鮮側が非武装地帯に地雷を最近埋設したために発生したと8月10日に発表し、即日、軍事境界線付近での拡声器による放送が再開された。そして、南北朝鮮で緊張状態が続いたが、8月25日に南北高官会議で緊張緩和に向けての合意が成立し、韓国側は軍事境界線付近での拡声器による放送を即日中止することになった。

2016年1月6日に朝鮮が核実験を実施すると、韓国国防부는軍事境界線付近での拡声器による放送を1月8日から再開させた。さらに2月7日に朝鮮が人工衛星を「光明星」ロケットで打ち上げると、開城工業団地が閉鎖されることになった。2月10日に韓国の統一部長官である洪容杓は、開城工業団地の稼働を全面的に中断すると発表した。すると、11日に朝鮮の祖国平和統一委員会が、開城工業団地の閉鎖や韓国人員の全員追放、開城工業団地にある韓国企業と関係機関の全資産凍結などを発表したため、開城工業団地はその日のうちに機能しなくなった。南北朝鮮によるお互いの対抗措置のために、南北交易・交流はほぼなくなったといえる。

朝鮮の核実験と人工衛星打ち上げは、南北交易・交流の制限や制裁だけではなく、米韓の防衛協力を促すことにもなった。朝鮮が人工衛星を打ち上げた2016年2月7日に、ミサイル迎撃のための終末高高度防衛ミサイル（THAAD）を在韓米軍に配備する協議を始めることを米韓が発表した。実際に、7月8日にはTHAADを在韓米軍に配備することが決定された。米韓は、対朝制裁だけではなく、対朝防衛にも力を入れることになったといえよう。

開城工業団地の閉鎖によって南北交易・交流がほぼなくなると、それ以外の分野で韓国は対朝制裁をさらに強化していくことになった。2016年3月2日に韓国国会で北朝鮮人権法とテロ防止法が採択された。両法は制裁ではないが、朝鮮に対して圧力をかける目的で採択された。3月8日に韓国政府は新たな独自制裁を発表し、40個人と30団体を金融制裁の対象に追加指定した。このうち23個人と13団体は国連安保理制裁や他国の独自制裁にも入っておらず、韓国が独自の情報に基づいて制裁対象にしたものである。また2個人と6団体は朝鮮ではなく第三国に属しており、そのうち台湾の1個人と1団体、タイの1団体は韓国の独自の情報に基づいた制裁対象である。さらに外国船舶については朝鮮寄港後180日以内の韓国入港を禁止し、制裁の抜け道になりそうな重要な朝鮮製品が第三国を迂回して韓国に入らないように集中管理対象品目を設けることになった。また、朝鮮が海外で営業中の朝鮮食堂など営利施設を利用することを自制するように韓国国民に要請した（国務総理室2016a）。

つぎに韓国が独自の対朝制裁を発表したのは2016年12月2日である。これは9月9日に朝鮮が実施した核実験に対して、11月30日に国連安保理決議第2316号が採択されたことによる。新たな金融制裁の対象に追加指定されたの

は36個人と35団体であり、このうち19個人と19団体は韓国が独自の情報に基づいて制裁対象にした。第三国の制裁対象は4個人と1団体であるが、すべて中国に属しており、すでにアメリカの独自制裁の対象になっていた。集中管理対象品目は既存の農水産物22品目に国連安保理決議第2316号で指定された鉱物11品目を追加して、合計33品目に拡大することにした。外国船舶は朝鮮寄港後1年以内の韓国入港を禁止にし、制裁対象である第三国の個人の韓国入国を禁止した。この対朝制裁によって韓国が金融制裁対象にしている第三国の個人は、台湾4名、シンガポール1名、中国4名になり、金融制裁対象は全部で148(79個人, 69団体)になった(国務総理室2016b)。これは2016年12月末現在でも維持されている。

韓国の独自制裁は、「524措置」から始まったことになっているが、これは先の金剛山観光事業中断も含めた南北交易・交流の制限の一環であった。南北交易・交流の制限措置は朝鮮も実施してきた。しかし、韓国だけが南北交易・交流の制限措置を制裁と呼んでいる。2015年6月27日に第三国の個人と団体を初めて金融制裁の対象に指定したのは、朝鮮の核とミサイルの開発が進んだことによって、対朝独自制裁で先行している日米などと歩調を合わせる必要があったためである。開城工業団地の中断によって南北交易・交流がほとんどなくなると、韓国はさまざまな分野で対朝独自制裁を課していくことになるが、そこでも日米などとの歩調を合わせてきた。そのため、第三国の個人や団体も制裁対象に加えていき、国連安保理制裁の罰則の役割を担うようになってきたといえよう。

展 望

朝鮮に対する制裁は、国連安保理決議による多国参加型制裁と日米韓などによる各国の独自制裁によって成り立っている。日米韓など独自制裁をしている国連加盟国は、国連安保理決議による制裁も実施していることになる。

国連安保理制裁は、核兵器など大量破壊兵器とその運搬手段であるミサイルの不拡散を最も重要な目的と掲げて2006年から始まり、2016年12月末までに5回にわたって国連憲章第7章41条に基づいた制裁決議が採択されてきた。

ただし、国連安保理制裁は、国連加盟国に対朝制裁を義務づけているが、実施しなくても罰則があるわけではないので、国連安保理制裁の負担を避ける傍観者が発生しやすい。実際に、対朝国連安保理決議に応じた自国の制裁措置を報告したのは、国連加盟国の約半数である。しかも、朝鮮との禁輸品目で取引すれば大きな利益を上げられる可能性があるために、制裁違反も発生しやすい。強制力のある罰則がない国連安保理制裁は無実化されやすい。しかし、それを食い止めているのが、各国の独自制裁と考えられる。

アメリカによる独自の対朝制裁は、長期にわたって、徐々に数多くの法令によって実施されているが、米朝間の貿易はほとんど皆無であって、朝鮮経済に直接影響を与えるものではない。しかし、アメリカ独自の対朝制裁は、朝鮮の個人や団体のみならず、制裁に違反した第三国の個人や団体もさまざまな分野において制裁対象に指定できるようになっている。アメリカの制裁対象になれば、資産凍結など多くの不利益をこうむる可能性がある。そのため、国連安保理制裁の罰則の役割をもつようになっている。

日本による独自の対朝制裁は、少ない法令によって、2006年から短期間の内に次々に実施されてきたものである。すでに制裁が発動される前に日朝貿易は急減しており、対朝全面禁輸を実施した2009年以降は、朝鮮経済に直接影響を与えることはほとんどなくなった。しかし、日本による独自の対朝制裁でも、制裁に違反した第三国の個人や団体に対する資産凍結などの金融制裁によって、国連安保理制裁の罰則の役割をもつことになる。

韓国による独自の対朝制裁は、朝鮮も実施してきた南北交易・交流の制限から始まった。しかし、朝鮮の核とミサイルの開発が進むと、対朝独自制裁で先行している日米などと歩調を合わせるために第三国の個人と団体を金融制裁の対象に指定し始めた。南北交易・交流がほとんどなくなると、韓国はさまざまな分野で対朝独自制裁を課すことになり、日米などに合わせて、朝鮮のみならず、第三国の個人や団体も次々に制裁対象に加えていった。日米などと歩調を合わせることで、韓国の独自制裁も、国連安保理制裁の罰則の役割をもつようになったといえる。

アメリカや日本、韓国の独自制裁は、国連安保理決議の違反者に対する罰則の意味もっている。約10年間で国連安保理制裁はその内容を次々に強化してきたが、その目的はまだ達成していない。しかし、自国の制裁措置を制裁委

員会に報告している国は増加してきており、制裁違反も発覚しているのは、アメリカや日本、韓国の独自制裁の間接的な効果であるともいえよう。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 浅田正彦 2011. 「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC ジャーナル』(131) 1月 14-2. (<http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/asada04-shiten.pdf> 2011年3月1日アクセス).
- 浅田正彦 2016. 「北朝鮮の核開発と国連の経済制裁」『論究ジュリスト』(19) 99-107.
- 安全保障貿易情報センター 2016. 「経済制裁措置」2016年3月9日 (http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin_keizaiseisai/index.html 2011年6月7日アクセス).
- 経済産業省 2016. 「外国ユーザーリスト」2016年3月29日 (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/27fy/20160329_3.pdf 2016年12月18日アクセス).
- 財務省 2016. 「経済制裁措置及び対象者リスト」2016年12月9日 (http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html 2016年12月18日アクセス).
- 鈴木滋 2016. 「【アメリカ】2016年北朝鮮制裁強化法」『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』第267-2号 6-7.
- 田上靖 2016. 「米国の北朝鮮関連域外適用制裁・規制の概要」『CISTEC ジャーナル』2016年5月 86-90.
- 寺林裕介 2009. 「北朝鮮の核実験と国連安保理決議 1874-具体的な実効性を伴った対北朝鮮制裁決議」『立法と調査』(296) 9月 63-73.
- 宮川眞喜雄 1992. 『経済制裁——日本はそれに耐えられるか——』中央公論新社.
- 宮川眞喜雄 2011. 「北朝鮮に対する経済制裁——核兵器開発等を行う北朝鮮に対する経済制裁の評価——」『海外事情』59(12) 14-38.
- 宮本悟 2011. 「国際的制裁と対外政策」中川雅彦編『朝鮮労働党の権力後継』アジア経済研究所 25-49.
- 李幸浩 2007. 「米国の対朝鮮経済制裁」『Erina Report』(78) 11月 15-17.
- 吉野文雄 2009. 「対北朝鮮経済制裁の経済効果」『海外事情』57(7・8) [合併号] 65-76.

<朝鮮語文献>

- 国務総理室 2016a. 「韓国政府の独自の対北朝鮮制裁措置」2016年3月8日 (http://www.pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=89122&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=40&search:search_key:search=article_title&search:search_val:search=&board_no=6 2016年12月17日アクセス).

ス).

- 2016b. 「独自の対北朝鮮制裁措置」 2016年12月2日 (http://www.pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=92703&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=30&board_no=6 2016年12月17日アクセス).
- キム・サンギ 2007. 「対北経済開発の有効性分析：実態と効果」 ソウル 韓国開発研究院, (<http://210.114.108.22/pub/docu/kr/AH/BB/AHBB2007AAJ/AHBB-2007-AAJ.PDF> 2011年3月8日アクセス).
- 外交部 2015. 「政府、北韓と武器取引嫌疑がある第3国籍者を金融制裁対象者として指定」 2015年6月26日 (http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=355426&c=MODIFYDATE&t=20150626@20150626&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du= 2016年12月17日アクセス).
- 洪忠一 2008. 「米国による対朝鮮経済制裁関連法のおもな内容と解除の要件」『朝鮮大学校学報』第8号12月 3-17.
- 統一部 2016. 「概観」『統一部』 (<https://www.unikorea.go.kr/content.do?cmsid=1425> 2016年12月17日アクセス).

< 英語文献 >

- Barrett, Scott. 2002. “Supplying International Public Goods: How Nations Can Cooperate” In *International Public Goods: Incentives, Measurement, and Financing*, edited by Marco Ferroni, and Ashoka Mody. Boston: Kluwer Academic Publishers 47-79.
- Miyamoto, Satoru. 2006. “Economic Sanctions by Japan against North Korea: Consideration of the Legislation Process for FEFTCL (Feb. 2004) and LSMCIPIES (June. 2004),” *International Journal of Korean Unification Studies*, 15(2): 21-46. (http://www2.jiia.or.jp/pdf/extpub/061231-miyamoto_satoru.pdf 2016年12月7日アクセス).
- OFAC (U.S. Dept. of Treasury. Office of Foreign Assets Control) 2016. “North Korea Sanctions Program.” (<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nkorea.pdf> 2016年12月7日アクセス).
- Rennack, Dianne E. 2006. “North Korea: Economic Sanctions.” Updated October 17, 2006. Congress Research Service (CRS) Report. Washington, D.C.: Library of Congress (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL31696.pdf> 2016年12月20日アクセス).
- Taylor, Brendan. 2010. *American Sanctions in the Asia-Pacific*. London: Routledge, 2010.
- United Nations. Security Council. 2016. “Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) S/2016/157,” February 24, 2016, (<http://www.undocs.org/s/2016/157> 2016年12月20日アクセス).
- United Nations. Security Council Subsidiary Organs. 2016a. “Implementation Reports.” (<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/implementation-reports> 2016年12月31日アクセス).

- 2016b. “The List established and maintained pursuant to Security Council res. 1718 (2006).” (<https://scsanctions.un.org/en/?keywords=dprk§ions=r&sort=null> 2016年12月31日アクセス).
- U.S. Department of State. 2008. “Existing Sanctions and Reporting Provisions Related to North Korea.” (<http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110923.htm> 2016年12月15日アクセス).
- U.S. Department of the Treasury. 1998. “North Korea Sanctions.” (<http://oldsite.nautilus.org/archives/library/security/references/sanctions.html> 2016年12月3日アクセス).
- 2008a. “Presidential Documents: Termination of the Exercise of Authorities under the Trading with the Enemy Act with Respect to North Korea,” *Federal Register*, 73(125), Proclamation 8271 of June 26, 2008 (http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nk_proc.pdf 2016年12月20日アクセス).
- 2008b. “Presidential Documents: Continuing Certain Restrictions with Respect to North Korea and North Korean Nationals,” *Federal Register*, 73 (125), Executive Order 13466 of June 26, 2008 (<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/nkeo.pdf> 2016年12月20日アクセス).
- 2009a. “Treasury Designates Financial Institution Tied to North Korea’s WMD Proliferations.” (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/tg260.aspx> 2016年12月2日アクセス).
- 2009b. “Treasury Targets Taiwanese Proliferators.” (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/hp1359.aspx> 2016年12月13日アクセス).
- 2013. “Treasury Designates Burmese LT. General Thein Htay, Chief of Directorate of Defense Industries.” (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl1998.aspx> 2016年12月6日アクセス).
- 2016a. “Specially Designated Nationals List (SDN)” (<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/default.aspx> 2016年12月6日アクセス).
- 2016b. “Treasury Sanctions Individuals and Entities Supporting the North Korean Government and its Nuclear and Weapons Proliferation Efforts.” (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0677.aspx> 2016年12月2日アクセス).
- 2016c. “Treasury Sanctions North Korean Senior Officials and Entities Associated with Human Rights Abuses.” (<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0506.aspx> 2016年12月13日アクセス).

